

令和3年9月2日

保護者の皆様

守口市教育委員会

新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針の改訂について

保護者の皆様におかれましては、平素より、学校における新型コロナウイルス感染症の予防対策にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、文部科学省から「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」が示されましたことから、本市の臨時休業にかかる基本方針を下記のとおり改訂いたしましたので、お知らせいたします。

今後も、児童生徒の健やかな学びを保障しつつ、感染症対策の徹底を図ってまいりますので、引き続き、ご理解ご協力のほど宜しくお願いいたします。

記

※以下は、この度の方針改定のポイントとなる、本市が緊急事態宣言対象地域、まん延防止等重点措置区域に指定されている状況における臨時休業の対応等を一部抜粋したものです。

<臨時休業の範囲や条件>

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とするとともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討する。

まず、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し、全体像が把握できるまでの期間及び校舎内の清掃消毒等に要する期間（2～3日間程度）の【学年閉鎖】または【学校全体の臨時休業】の必要性を検討する。

また、把握した全体像の状況によって、感染が拡大している可能性がある場合には、教育委員会は次の必要な対策として学級あるいは学年・学校単位の臨時休業の継続を検討する。

なお、臨時休業の継続が行われない場合であっても、5～7日程度を目安に、熱中症予防対策等によりマスクを着用しない教育活動は行わず、児童生徒等の健康観察に努める。

【学級閉鎖】

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合

②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合

③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合

④その他、設置者で必要と判断した場合

(※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。)

○学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

※「新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業対応基本方針」及び「守口市立学校における児童生徒・教職員が新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」の詳細については、守口市教育委員会ホームページに掲載しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

